

JP ドメイン名紛争処理方針 改正新旧対照表

現行	改正案	変更箇所
<p>公開: 2000年 7月 19日 改正: 2000年 10月 10日 改正: 2002年 2月 19日 改正: 2007年 3月 9日 改正: 2012年 2月 10日 改正: 2012年 5月 16日 改正: 2017年 5月 17日 実施: 2017年 7月 1日</p> <p>(前略)</p> <p>a. 第8条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面による指示を JPRS が受領したとき</p> <p>(中略)</p> <p>c. JPNIC が採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続において、</p>	<p>公開: 2000年 7月 19日 改正: 2000年 10月 10日 改正: 2002年 2月 19日 改正: 2007年 3月 9日 改正: 2012年 2月 10日 改正: 2012年 5月 16日 改正: 2017年 5月 17日 改正: 2020年 6月 15日 実施: 2020年 月 日</p> <p>(前略)</p> <p>a. 第8条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面(「書面」及び「書類」は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含むものとする。以下同じ。)による指示を JPRS が受領したとき</p> <p>(中略)</p> <p>c. JPNIC が採択した本方針またはその改正版に基づいて実施され、登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続において、</p>	<p>(追記)</p> <p>第3条 ドメイン名登録の移転および取消 ()内文章を挿入</p> <p>改訂を改正に修正</p>

<p>紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRS が受領したとき（本方針第 4 条 i 項と k 項を参照）</p> <p>（中略）</p> <p>f. 併合審理 同一の登録者と申立人との間に複数のドメイン名についての紛争があるとき、いずれかの当事者は、単一の紛争処理パネルでの併合審理を申請することができる。この申請は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初のパネルに対してなされなければならない。当該申請を受けたパネルは、もし当該紛争事件が JPNIC により採択された本方針またはその改訂版の適用対象となる紛争事件であるならば、その裁量により、その一部または全部について併合審理を行うことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>k. 裁判所への出訴 いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイ</p>	<p>紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRS が受領したとき（本方針第 4 条 i 項と k 項を参照）</p> <p>（中略）</p> <p>f. 併合審理 同一の登録者と申立人との間に複数のドメイン名についての紛争があるとき、いずれかの当事者は、単一の紛争処理パネルでの併合審理を申請することができる。この申請は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初のパネルに対してなされなければならない。当該申請を受けたパネルは、もし当該紛争事件が JPNIC により採択された本方針またはその改訂版の適用対象となる紛争事件であるならば、その裁量により、その一部または全部について併合審理を行うことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>k. 裁判所への出訴 いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する書面（裁判所受領印のある訴状の写し、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイ</p>	<p>第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>改訂 を 改正 に修正</p> <p>文書 を 書面 に修正（3 箇所） の写し を挿入</p>
---	--	---

ン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第1条及び第3条(b)(xii)を参照。)もしこの10日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRSはその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

(中略)

JPNIC 及び JPRS は、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC 及び JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、JPNIC 及び JPRS が紛争当事者として指名された場合には、JPNIC 及び JPRS は適切と思われるあらゆる手段を講じ、または JPNIC 及び JPRS を防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。

(中略)

第9条 本方針の改訂

JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも30日(暦日)前に公開するものとする。申立書の紛争処理機関への提出により本方針による手続が開始された場合、その開始時に有効であった本方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとする。本方針による手続が開始されていないと

ン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第1条及び第3条(b)(xii)を参照。)もしこの10日間の間に、登録者から出訴したことを証する書面の提出があったときには、JPRSはその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する書面の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

(中略)

JPNIC 及び JPRS は、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC 及び JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させたりしてはならない。もし、JPNIC 及び JPRS が紛争当事者として指名された場合には、JPNIC 及び JPRS は適切と思われるあらゆる手段を講じ、または JPNIC 及び JPRS を防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。

(中略)

第9条 本方針の改正

JPNIC は、いつでも本方針を改正する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改正された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも30日(暦日)前に公開するものとする。申立書の紛争処理機関への提出により本方針による手続が開始された場合、その開始時に有効であった本方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとする。本方針による手続が開始されていないと

第6条 JPNIC 及び JPRS の紛争への関与

させて を させたりして に修正

改訂 を 改正 に修正 (7箇所)

きには、紛争発生がその改訂内容の発効前、発効当日または発効後であると問わず、その改訂内容がすべての JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。登録者がその改訂内容に異議があるときの唯一の救済措置は、登録者が JPRS に当該ドメイン名登録の廃止を求めることのみである。この場合、支払い済みの料金は一切返還されない。改訂された本方針は、登録者により当該ドメイン名登録の廃止手続が完了するまで、適用される。

(後略)

きには、紛争発生がその改正内容の発効前、発効当日または発効後であると問わず、その改正内容がすべての JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。登録者がその改正内容に異議があるときの唯一の救済措置は、登録者が JPRS に当該ドメイン名登録の廃止を求めることのみである。この場合、支払い済みの料金は一切返還されない。改正された本方針は、登録者により当該ドメイン名登録の廃止手続が完了するまで、適用される。

(後略)